

鳥取県WEB面接システム導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県WEB面接システム導入促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内に本社又は支社のある中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が、WEB面接システム（オンライン通話サービスを利用した非接触型の面接をいう。以下同じ。）を導入する場合に、その経費の一部を助成することにより、県内中小企業の人材確保と大学生等の県内就職を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の額は切り捨てる。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、補助事業を完了した日から20日を経過する日又は令和2年12月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条の実績報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から起算して30日を経過する日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

(雑則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
鳥取県 WEB面接 システム 導入促進 事業補助 金	県内に本社又 は支社のある 中小企業	WEB面接システムの導入に要する経費 (サービス利用に係る基本契約料、管理 料等) ※消費税及び地方消費税は対象経費に 含めない。	1 / 2	100千円

令和 年度鳥取県 WEB 面接システム導入促進事業補助金 報告書

1 事業実施主体

事業実施主体名 及び代表者名	
所在地	
連絡先電話番号	
メールアドレス	
ホームページ	
担当者職・氏名	

2 事業の目的

3 事業の概要

(1) WEB 面接システムの名称

(2) 面接の実施期間（時期）

(3) その他

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

令和 年度鳥取県 WEB 面接システム導入促進事業補助金 収支決算書

1 資金調達内訳

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自己資金等		
そ の 他		
本 補 助 金		下記2の合計額の1/2以下。 かつ上限100千円。
合 計		

2 資金支出内訳

区 分	金 額	備 考
合 計		

※備考欄には区分ごとに積算根拠を記載してください。

なお、欄が足りない場合は、別葉として添付しても構いません。

※県外事業者に発注せざるを得ない場合については、備考欄に理由を記載してください。

※「金額」欄は、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記入してください。

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事

(印)

令和 年度鳥取県 WEB 面接システム導入促進事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県 WEB 面接システム導入促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県 WEB 面接システム導入促進事業」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 補助交付額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用に当たっては、規則及び鳥取県 WEB 面接システム導入促進事業補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。